



◆住宅改修費・福祉用具購入費の支給について

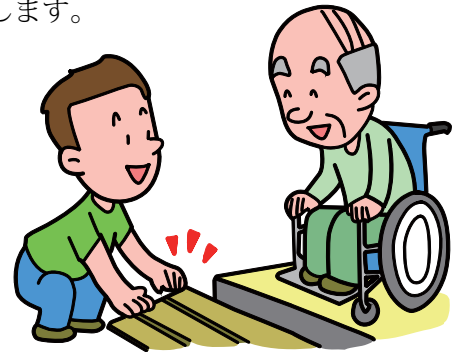
介護保険制度の中に住宅改修費・福祉用具購入費の支給があります。これは、在宅の要介護者（もしくは支援者）の心身の状況や住宅の状況などから生活の自立を助けるために必要と町が認める場合に支給されます。また、住宅改修費・福祉用具購入費は、一旦、利用者が全額負担し、申請書をもってかかった費用の9割分が償還（払い戻し）されます。

住宅改修費について（一部）

・在宅の要介護者（もしくは支援者）が、手すりの取付けや段差解消を希望する場合にケアマネジャーを通して『介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書』を提出します。

・支給限度額は20万円です。

例) 10万円の住宅改修の場合（段差の解消）
 $100,000円 \times 9割 = 90,000円$ （償還分）

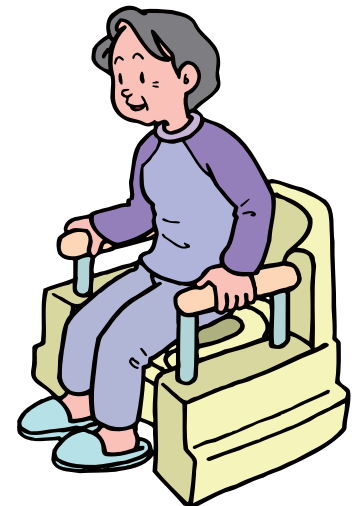


福祉用具購入費について（一部）

・在宅の要介護者（もしくは支援者）が都道府県知事から指定を受けた事業者から福祉用具（ポータブルトイレ・入浴用シャワーチェア等）を購入する場合にケアマネジャーを通して『介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書』を提出します。

・支給限度額は同一年度（4月1日からの12か月間）で10万円です。

例) 5万円の福祉用具購入の場合（ポータブルトイレ）
 $50,000円 \times 9割 = 45,000円$ （償還分）



※注意・・・ケアマネジャーに相談なく本人または家族の判断で住宅改修や福祉用具購入を行った場合は支給対象になりません。必ず、ケアマネジャーを通して役場保健福祉課へ申請書を提出してください。

◆大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）		4,727人	平成24年7月末日 現在
要介護（支援）認定者		901人	
給付実績	在宅介護サービス費	42,261,925円	平成24年6月の 給付実績
	施設介護サービス費	46,870,740円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	27,297,471円	
	介護サービス費 合計	116,430,136円	

この神舞は、平成22年に70年ぶりに復活した伝統芸能なの！

10月28日に都萬神社で神舞の奉納があるんだって